

令和8年1月29日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

2月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください
(まだ届出をされていない診療所向け)

今般、日本医師会より、医療機関に勤務する職員の賃上げを実施するための診療報酬上の評価である「ベースアップ評価料」について、まだ届出をされていない診療所には、以下の理由により2月中に届出を行っていただくべく、説明資料とあわせて連絡がありました。

日本医師会からはすでに貴会あて直接連絡が届いておることと存じますが、本会からも改めてご連絡申し上げますとともに、ぜひとも、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます次第です。

記

<2月中に「ベースアップ評価料」の届出をお願いする理由>

① 国の令和7年度補正予算における賃上げ支援事業として、診療所であれば1施設当たり15万円、有床診療所であれば1床当たり7.2万円の給付金が支給されることになりました。

本事業の対象となる診療所は、原則として、令和8年3月1日時点で「ベースアップ評価料」を届け出ている診療所とされております。

(※上記事業では、賃上げ支援事業のみならず物価支援事業も講じられております。詳細については、別途ご案内申し上げました令和8年1月29日付け「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」をご確認ください。)

② 令和8年6月から施行される令和8年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料が見直される見込みですが、令和7年度以前から届け出ている医療機関と、令和8年度から届け出る医療機関では、算定できる点数に差が付く方向性で検討中となっております。

(※「ベースアップ評価料」の見直しも含め、令和8年度診療報酬改定については、現在、中医協において検討中であり、正式な内容については、後日、改めてお知らせいたします。)

以上

担当事務局：保険医療課 電話 06-6763-7001